

## 請求の趣旨

請求人に対し、最高裁判所（第3小法廷）が平成21年4月21日に宣告した、殺人等被告事件（平成17年（あ）第1805号）の上告棄却判決によって確定した、和歌山地方裁判所が平成14年12月11日に宣告した有罪確定判決（平成10年（わ）第465号等）につき、再審を開始するとの決定を求める。

## 請求の理由

### 第1 はじめに

和歌山地方裁判所は、請求人に対し、平成14年12月11日、殺人、同未遂、詐欺、同未遂の8つの公訴事実につき有罪の判決（以下、「確定判決」という）を宣告したが、カレー毒物混入事件につき請求人は犯人ではなく、またくず湯、牛丼、うどんの各毒物混入事件にあつては、いずれも各被害者とされる者が自ら亜硫酸を飲食したものであつてそもそも事件ではなく、したがつて請求人はこれらの4つの事件につきいずれも無罪であるが、本再審申立は、とりあえずカレー毒物混入事件およびくず湯事件について行うものであり、他の事件については順次再審請求を申し立てる予定である。

また、カレー毒物混入事件、くず湯事件にあつても、さらに新証拠を追加していく予定である。

### 第2 和歌山カレー事件

まず、確定判決の内容とこれが誤りであることを指摘し、次いで、新証拠とこれによって明らかとなる請求人の無罪について述べる。

## 1 請求人に対する有罪確定判決の内容とその誤り

### (1) 和歌山カレー事件につき、確定判決が認定した犯罪事実は、

請求人は、平成10年7月25日午後零時20分ころから同日午後1時ころまでの間に、和歌山市園部[ ]所在の[ ]方ガレージ内において、人が死亡するに至るかもしれないことを認識しながら、あえて、2つ置かれていた寸胴鍋のうち、東側の寸胴鍋内のカレーに亜硫酸を混入し、同日午後5時50分ころから同日午後7時ころまでの間、同旨園部[ ]所在の空き地の園部第14自治会の夏祭り会場において、情を知らない同自治会員らをして、別紙1「死亡被害者一覧」(略)及び同2「生存被害者一覧」(略)記載の通り、[ ](当時64歳)ほか66名に前記カレーを用いたカレーライスを提供させ、そのころ、同所等において同人らにこれを食べさせて、よって、別紙1記載の[ ]ほか3名を、同月26日午前3時3分ころから同日午前10時16分ころまでの間、同市[ ]所在の[ ]病院ほか2か所において、急性砒素中毒により死亡させ、別紙2記載の[ ](当時61歳)ほか62名を急性砒素中毒に罹患させたが、同人らがおう吐して前記亜硫酸の一部を体外にはき出すなどしたため死亡させるに至らなかったというものである。

### (2) しかし、確定判決も自ら認めるとおり、請求人が毒物を混入するのを目撃した者は存在せず、また毒物を混入するのに使用された紙コップには請求人の指紋さえ存在せず、請求人が犯人であるとする直接証拠は全くない。また、犯人と請求人とを結びつける重要な事項である本件事件の動機でさえ不明であるとされている。

そして、確定判決が、請求人が犯人であると認定した理由は、唯一、請求人

が犯人らしいという間接事実だけである。

しかも、その間接事実とされているものは、

A カレーに混入されていたものと組成上の特徴を同じくする亜砒酸が、請求人の自宅の台所の流し台の下にあった白色プラスチック製容器から発見されていること

B 請求人の頭髪からも高濃度の砒素が検出されていること

C 請求人のみがカレーの入った鍋に亜砒酸をひそかに混入する機会を有していたこと

D 請求人がカレー鍋の蓋を開けるなどの不審な挙動をしていたこと

にとどまる。

(3) しかし、上記のA～Dの間接事実とされているものはすべて事実を誤認したものであって、それ自体、誤りである。

① 請求人の自宅からの亜砒酸の検出について

先ずAのカレーに混入されていたものと組成上の特徴を同じくする亜砒酸が、請求人の自宅から発見されているとする点については、その認定自体からして誤りである。

上記の認定は、中井鑑定に依拠するものであるが、同鑑定は、あくまでも定性分析（いかなる物質が含まれているかについては明らかにできているものの、その含まれている量については明らかにできていない）にとどまり、その結果から同一物であると結論するのは不十分である。

また、請求人宅から発見されたとする亜砒酸入りの白色プラスチック製容器は、総勢約90名からなる捜査員による連日の家宅捜索において、4日目にしてようやく台所の流し台の棚から発見されたというものであって、その発見経過そのものに重大な疑問があり、捜査機関によってねつ造された疑いを払拭できない。

さらに、異同識別の比較対象資料として和歌山県内から収集された亜砒酸は、いずれも白アリ駆除とは別の目的に使用されていた亜砒酸であって、当時多数使用されていた白アリ駆除薬剤との異同識別を欠いており、まったく不十分である。

② 請求人の毛髪からの亜砒酸の検出について

また、Bの請求人の頭髪からも高濃度の砒素が検出されているとする点も誤りである。なぜなら、これは、中井が分析したものであるが、同人は、鑑定の囑託を受けることなく行ったもの（1審中井、34回、150頁）であって、このような検査を裁判の資料とすること自体許されないからである。

さらに、請求人の毛髪からの亜砒酸の検出が正しいとすれば、この毛髪が採取された平成10年12月9日の時点において、請求人の右側頭前部の毛髪の切断部から48mmの部位、つまり本件事件当時では頭皮付近の部位に亜砒酸が付着したということになる。しかも、これは、体内に入った亜砒酸によるものではなく、外部から毛髪に付着したものであるというのである。

しかし、もしそうであるとする、右側頭前部、同後部、左側頭前部、同後部の4カ所から採取された毛髪のうち（甲61）、右側頭前部の約160mmの長さの毛髪（甲1231）のしかも切断部から48mmの部位にだけに亜砒酸が付着し、その他の部位には亜砒酸が付着していないということになり、明らかに不自然にして不合理である。なぜなら、亜砒酸が外部から付着したというなら、毛根部ではなく、先端部分に付着するはずであるし、一本の毛髪の一点にだけ付着することもないからである。

この不自然にして不合理な鑑定結果は、鑑定、つまりスプリング8を使用した中井鑑定そのものに誤りがあったというほかなく、ひいては、カレーに混入された亜砒酸と請求人の自宅から発見された亜砒酸が同一であるとする中井鑑定全体の信用性を否定するものでもある。

このような想定上あり得ない事実（＝鑑定結果）をもって、請求人を犯人であるとする事の根拠とすることは明らかに誤りである。

### ③ 請求人がカレー鍋に亜砒酸を混入する機会の有無について

さらに、Cの請求人のみがかレーの入った鍋に亜砒酸をひそかに混入する機会を有していたとする点についても誤りである。なぜなら、毒物混入は、紙コップで入れられたのであり、しかも4つの鍋のうちその1つにしか混入されていないのであって、その鍋の大きさも直径30.5cm、高さ29.5cm、容積約20リットルと小さなものであったのであるから、周りに人がいたとして

も、そのスキを狙って、あるいは味見等を装って容易に混入することができたのであり、ましてや請求人も自宅に戻り、誰も監視をしていなかった空白の時間帯も存在するのであるから、請求人だけがひそかに混入する機会があったとするのは誤りである。

④ 請求人の不審な挙動について

また、Dの請求人がカレー鍋の蓋を開けるなどの不審な挙動をしていたとする点は、それを目撃したとされているのは唯一 ■■■ ■■■ だけであるが、その証言は以下に指摘するとおり、曖昧にして変遷が激しく、およそ信用するに値しないものである。

さらに仮にその目撃証言が正しかったとしても、それは、請求人の次女と見誤ったものないしは第三者を目撃したものであって、明らかに、人違いである。

また、人違いでなかったとしても、周りを気にしていたように見えたと過ぎず、しかも毒物が混入されていない西鍋の蓋を開けたに過ぎないのであって、およそ、これをもって不審な行為だとすることはできないのである。

⑤ 小括（4つの間接事実だけでは請求人を犯人であると断定できない）

以上のとおり、確定判決が上げる4つの間接事実は、すべて誤認した事実に基づくものであって、誤りである。

また、仮に上記の4つの間接事実が真実であるとしても、およそ、請求人を犯人であると認定するには不十分である。

⑥ 請求人は犯人ではない

1) 請求人宅にあった亜砒酸には、請求人の家族をはじめ、■■■ ■■■、■■■等も接触することができたのであって、一人請求人だけが疑われるいわれはない。

そもそも、請求人が犯人であるとするためには、必要十分条件の当然の論理として、請求人が犯人である疑いがあるという事実だけでなく、請求人以外の他の人は犯人でないという事実も必要である。

しかし、請求人以外の他の人は犯人ではないという立証は何一つとして行われていない。前述のとおり、犯人である可能性は、請求人の家族だけではない。■■■も■■■もまた近隣の特定の人物もその可能性を否定できないのである。

これらに加えて、本件では、亜砒酸が投入された紙コップと請求人宅の台所から発見されたプラスチック容器やこれが入れていたビニール袋に請求人の指紋が一切付着していないことが、請求人が犯人であることを疑わせる事実として存在する。なぜなら、7月25日という猛暑の中の真っ昼間に、請求人が手袋をしてこれらの物を取り扱ったり触ったりしたとは到底考えることができず、もし請求人が犯人であれば、これらの物から指紋が発見されないはずがないからである（ちなみに、他の色の紙コップからも請求人の指紋は発見されていないから、この紙コップに亜砒酸が入れられた紙コップが重ねられて持ち運ばれたとも考えることもできない）。

- 2) 確定判決は、請求人が、午後0時20分頃から同1時頃までの間に、コップに入れた亜砒酸を東側カレー鍋に混入したと認定する。しかし、これには、重大な疑問が生じる。

すなわち、確定判決どおりだとすると、カレーが配布される午後6時までには5時間以上もあり、混入は、あまりにも早過ぎる。なぜなら、その時点では、請求人は、自治会の班長として、夏祭りに参加する予定であったのであるから、自分または家族がそれを誤って食べないとも限らないからである。その上、2つあるカレー鍋は、2本の木のしゃもじでかき混ぜられていたが、これらは、区別されて使用されていないし、現に、西鍋は東鍋に比べ、味が薄く水っぽかったわけであるから、味を均一にするため、両者が混ぜ合わされることも十分にありえたのである。さらに、カレーを盛り付けるおたまは1本しかなかったのであるから、このおたまを通して、亜砒酸が別の鍋に拡散することも十分あり得た。そして、2つのカレー鍋は同じ大きさで同じ形であったのであるから、取り違えてしまうおそれもあったのである。したがって、請求人やその家族も、亜砒酸の被害を十分に免れることはできなかったのである。

ましてや、その後、誰かが、味見をしたり試食をしたりするであろうから、その時点で、毒物の混入が露見してしまうおそれがあったのである。しかも再加熱をしなければならないのであるから、途中で必ず味見をする人がいるはずである。そうとなれば、その段階で、毒物が入っていることが露見し、夏祭りに集まった

人に毒入りカレーを食べさせるという目的が遂げられないのは明らかである。そして、そうとなれば、確実に請求人が疑われることになる。したがって午後0時20分頃から同1時頃の間までの間に亜硫酸を混入したということ自体からしてすでに不自然にして不合理である。

- 3) 次に、亜硫酸が入れられた紙コップであるが、カレーに入れられた野菜の切りくずと一緒にゴミ袋に入れられたとされている。もし、請求人が毒物を混入したならば、紙コップを持ち帰って処分すれば足り、わざわざ、ゴミ袋の中に捨てることはない。ましてや、そのようなことをしたとすれば、それは正に自殺行為である。なぜなら、カレーが作られる過程で亜硫酸が入れられたということになるから、当然に、請求人もその範疇に入り、嫌疑がかかることになるからである。

さらに、請求人が、予定を変更して、夏祭りに参加せず、カラオケに出かけていることも重要である。なぜなら、そのような行動は、犯人として嫌疑がかかる最大の事由となるからである。現に請求人は、カレー作りに参加した者のうち、唯一請求人だけがカレーを食べていないとして、事件発生当初から、犯人ではないかと疑われているのである。もし、請求人が犯人であればそのようなことをするはずがない。請求人は夏祭りに参加して、わずかなでもカレーを食べ、他の人たちと同じく砒素中毒にかかっていたはずである。請求人は犯人らしくないのである。

もちろん、請求人には、近隣住民に対する無差別にして大量の殺人事件である本件事件を犯す動機が全く存在しない。すでに、確定審の上告審において弁護人が指摘しているとおり、本件事件は、嫌がらせ目的の食中毒偽装事件であるにとらえるべきであって、殺人事件であるにとらえるのは誤りである。現に、地元では、もっぱらそのように言われているのである。そして、そうであれば、請求人は、亜硫酸が猛毒であって、わずかな量であっても人が死亡することは十分に知っていたのであるから、請求人が135gという大量の亜硫酸を、4つある鍋のうちその1つにだけ入れるというようなことをするはずがなく、この点からも、請求人が本件事件の犯人でないことが明らかである。

(4) 以上のとおり、請求人を真犯人であるとする証拠はなく、確定審が請求人が真犯人であると認定したのは、新証拠を待つまでもなく、明らかに誤りである。

## 2 新証拠の存在と証拠の新規性について

請求人の無罪を証明する新証拠として弁1～3号証が存在する。

弁1号証は、平成21年7月5日付けの■■■■の陳述録取書（以下、「■■■■陳述録取書」という）であり、同人から本件事件当日の同人と請求人の行動について聴取したものである。この証拠は、確定後に作成されたのものであるから、証拠の新規性の要件（刑事訴訟法435条6号）を有するものである。

弁2号証は、平成10年12月20日付の検証調書（以下、「甲806」という）であり、■■■■が事件当日ガレージにいる請求人を目撃した状況について検証したものであり、検察官が確定審において検甲806号証として証拠請求したものである。この証拠は、後に検察官が証拠請求を撤回したため、証拠として取り調べられることがなかったものであるから、証拠の新規性の要件を有するものである。

弁3号証は、平成18年10月22日付の弁護士作成の実験結果報告書（以下、「実験結果報告書」という）であり、■■■■の上記の目撃状況を再現して、その可能性を検証したものであり、確定審の最高裁において弁4号証として証拠請求したものである。この証拠は、証拠として採用されなかったため、証拠として取り調べられることがなかったものであるから、証拠の新規性の要件を有するものである。

## 3 新規証拠の明白性について

上記の新規の各証拠は、以下に述べる通り、請求人が無罪であることを明らかに証明する証拠（刑事訴訟法435条6号）である。

### (1) ■■■■陳述録取書について

#### ① ■■■■陳述録取書の内容

■■■■陳述録取書の内容は、以下の通りである。

1. 私は、林眞須美の次女です。平成10年7月25日（以下「事件当日」と言います）や、その後のことについて、現在



記憶していることをお話しします。

2. 私は事件当日は、朝8時か9時ころ起きました。

母（林眞須美）は、自宅におらず、多分父（林健治）に言われて母の携帯電話に電話したと思います。母は■■■■病院におり、「もうじき帰るから、洗濯物を干しておいて」というようなことを言われたと思います。

3. その後、父に言われて、■■■■の道路を渡った斜め迎いの自動販売機まで、多分シルバー色の自転車で、タバコを買いに行き、家に帰ってから、父の足のマッサージをしました。

4. 母は、お昼ころ帰ってきました。寿司か何かを買ってきて、そうめんを作ってくれました。多分食べている途中に、■■■■が友達と帰ってきました。■■■■がどうしていたかは、記憶がありません。

食べているとき、テレビで吉本新喜劇を見ていたと思います。番組のうち、どのくらいまで見ていたのかは、はっきりしません。

母がそうめんを作ってくれた後、後から述べる、カレーの見張りに一緒に行くまでの間、母親が家から出たことはありません。

食べ終わってから、■■■■とプレハブの横でプラスチックのプールで遊んでいました。

5. すると、母親が家の玄関から出てきたので、「どこに行くの？」と聞くと「カレーの見張りに行く」というので、当時私は母親について回っていたので「ついて行ってもいい？」と聞くと「うん」と言ったので、自転車に乗ってついていきました。多分■■■■も、私より少し遅れて来たと思いますが、その後、ガレージの中では母と私が2人で話をしていたので、■■■■がどうしていたのかは、はっきり分かりません。

母親は、何も持っていませんでした。持っていたら、「それ何？」と聞いていたはずですが、そういう会話はありませんでした。

私が乗っていった自転車は、緑の門の左（方角的には北）に置いてあり、■■■■さんのガレージとは反対方向の東向

きになっていたのので、向きを変えるために少し時間がかかり、母親よりも少し遅れて、ガレージに着きました。遅れた時間は、3秒から10秒たっていないくらいの時間です。母と私の進路は、別紙①の通りです。赤色の線が母親の進路で、青色の線が私の進路です。

このとき私は、誰ともすれ違っていません。

母を私がガレージに着いたとき、ガレージの中には誰もいませんでした。それははっきり覚えています。

6. 自転車を、                    さんの家の南側の塀の前に止めました。そして、ガレージに置いてあった2つの椅子に腰掛けました。私は並んだ椅子の奥の椅子に腰掛けて、母はその北側の椅子に座って、並んで座り、向かった方向ははっきりしません。そこで座って、母親と話しをしました。その時の図が別紙②です。

ガレージには鍋が4つ置いてあり、うち寸胴鍋が2つありました。

                    の進路の話や、ガレージの東側におおきなしゃもじが2個たてかけてあり、「このしゃもじでかいなあ。木でできてるのかな」などと話をしました。

7. その後、私は、カレーの味見をしたくなり、椅子に座ったまま、母に「味見していいかなあ？」と言いました。母親はじめは「やめときなあよ」と言ったのですが、私が「いいやん。いいやん」と言うと、母は仕方がないなあという感じで「しなあよ」（弁護士注：「してもいいよ」という意味）と言うので、私は椅子から立ち上がり、私に近い鍋の上の段ボールとアルミホイルのふたをとって、右手の人差し指をカレーに突っ込んで味見をしました。味見をしたのは、ガレージの奥に向かって右の鍋のカレーです。方角的に言うと、西側の寸胴鍋です。

指を突っ込んで、カレーは熱くありませんでした。ぬるい感じで、おいしくはなかったです。色は、カレーにしたらずいぶん濃いような色でした。近所の人に見られたら怒られるかな、と思って少しびくびくしました。具体的には、                    ちゃんのお母さんに怒られるんじゃないかな、と思っています。

した。■■■■ちゃんをヒステリックに怒っているのを何回も見たことがあったからです。■■■■からも聞いたことがありました。

私がカレーに指を突っ込んだのは、1回だけです。ふたを開けて湯気が出たことはありません。見た感じでも、できたてという感じはしませんでした。もう一つの方の鍋を開けようとは思いませんでした。人に見つかったら怒られると思ったし、ふたを開けてまた閉めるのが少しめんどくさかったからです。

段ボールは鍋の横に立てかけて、アルミは両手で半分くらい開けて、指を突っ込み、また両手で閉めて、段ボールを乗せて、また椅子に座りました。

8. ガレージに母といた間、多分■■■■さんのご主人だと思う人がガレージの北側の道路を祭り会場の方から東の方に走って行くのが見えました。それは、味見をする前です。

その後、交替の人たちが、■■■■の方角から来ました。私の記憶だと、55から60歳くらいのおばちゃん1人と、男の人が2人来たと思います。

そのおばちゃんと母と、何か話していました。私にも「おっきなっとなあ」と言っていました。

9. 私がガレージに居た時間は、10分から15分くらいの時間だったと思います。

10. 私と母はそのまま一緒にすぐに家に帰りました。家に帰って、そのまま■■■■とプールで少し遊び、その後は家でごろごろしていました。

夕方からカラオケに行きました。私は、塾を休みたかったので、自分から連れて行ってくれ、と母に頼みました。で、子供が1人だというのはいやだったので、「■■■■も連れて行ったらいいやん」と言いました。それで■■■■が行くことになりました。

11. 私が事件当日カレーの味見をしたことは、事件の次の日に、姉の■■■■や弟の■■■■にも、話しました。「私も舐めたのに、なんともないなあ」と。

その夕方に、父と■■■■もいた、縁側の部屋で、母から

も「何ともないんか」「大丈夫か」と言われました。私が味見をしたのを母が見ていたからです。私は「気持ち悪くもないし、大丈夫やで」と話しました。

家族以外には、事件後少したった日に、                    さんの家に行ったときに、味見したことを話しました。

塾の友達の                    さんにも話したと思います。

12. 事件当日の母の服装は、ミキハウスのTシャツでした。色は、黒だったと思います。白とかは太って見えるから、外で着ているのを見たことはありません。母は部屋着以外では、白いTシャツは持ってなかったと思います。

当日母はタオルを首に巻いたりしてはいませんでした。この点について、平成10年12月18日に裁判所に連れて行かれた日に、私は、「(母は)首に(タオルを)巻いていたような気がする(色は忘れた)」と話しているということです。平成14年2月9日に裁判所で証言したときは、「タオルをかけてたかわからん」と話しているそうですが、その日、その後検察官に聞かれたときは「してなかったと思う」「あっし(私)はしてたと思うけどお母さんはしてなかった」とはっきり答えていますし、今の記憶でも母親はタオルを首に巻いたりしていませんでした。母は外では外観を気にする方でした。首にタオルを巻くようなださい格好は母親はしないはずです。

平成10年12月18日の時は、早く帰りたかったし、タオルのことが大事なことは思ってなかったのも、適当に答えていたから、そうなったんだと思います。

母親の髪の毛の長さは、ショートカットが少し伸びたような感じでした。事件後よく報道されていた、母がホースで水をまいている画像の感じの髪の毛の長さです。

13. 当日の私の服装は、気に入ってよく着ていた白っぽいミキハウスのポロシャツっぽいものか、白いTシャツを着ていたはずです。この点について、平成14年2月9日に裁判所で証言したときは、「(自分の)服装は全然覚えていない」と証言しているとのことですが、その後「夏とかだったら白とか無地の色の服を着ることが多い」とも証言している通り、

その日もそうだったと思います。

私は首からタオルはかけていました。毎日のようにかけていましたから、かけていたのは間違いないです。

髪の毛の長さは、肩から胸あたりまでくるくらいでした。ちょうど今日くらいの長さです。後ろにひとつにくくっていたと思います。

当時の身長は160か162かで、体重は65から70キロくらいだったと思います。母の方が少しだけ縦も横も大きかったくらいです。

私は、母に間違えられて、フライデーに写真を載せられたこともあります。

14. 私は調理実習をした時など、家で料理を作ったりしたので、台所の流し台の下の扉を開けたことはありますが、裁判所で写真を見せられたプラスチックケースは、見た覚えがありません。

15. 父と母が逮捕されてから、私たち兄弟は、児童相談所に預けられ、その後██████に預けられました。事件のことについては、██████に、「いらんこと言うなよ」としよっちゅう言われていたので、基本的には「わからん」と、「知ってるか知らないか」と言われたら「知らん」と答えようと考えていました。

話が前後しますが、両親が逮捕されて後、初めて警察が児童相談所に来たとき、警察が帰った後に██████から「お前何聞かれたん？」と聞かれて、話したことを話すと、1回顔を殴られたことがあります。

それ以後は、なるべく人には、話をしないようにしていました。██████がすごく怒っていたので、何度も同じことを言われていたので、人に話すのはやばいことなんだと思っていました。

16. 平成10年12月18日に裁判所に連れて行かれたときのことをお話しします。

まず、それよりも前に、私たちが児童相談所に居るときに、女性検事が来て、事件のことを聞かれました。「覚えていることを皆んな言いなよ」といわれたのですが、ほとんど話は

しませんでした。すると女性検事から「今はそれでもいいけど、こっちから呼ぶことになったら、今みたいにはいかんよ」と言われました。ただ、私が味見をしたことは話しました。

私たちが■■■■に移った後、今度は裁判所に連れて行かれました。女性の検事から「児童相談所で私が言ったとおりになったでしょ。何も言わないからこういうことになるんだよ」というようなことを言われました。

裁判所に連れて行かれる前に、また■■■■から「いらんこと言うなよ」と言われました。兄弟3人が当日裁判所に連れて行かれましたが、私が時間差で一番先に連れて行かれました。裁判所では色々聞かれたのですが、■■■■からその日も「余計なことをしゃべるな」ときつく言われていたし、早く帰りたいから、適当に答えていました。どう答えたかについては、あまり覚えていません。

いきなり裁判所に連れて行かれて、休憩も短くて、聞かれたことについて、あまりちゃんと思い出して答えていなかったと思います。ただ、母が疑われていたことは分かっていたので、母と私がガレージにいた時間は、なるべく少なめに答えた方がいいと思っていたことは間違いありません。

というものである。

② ■■■■陳述録取書の証拠価値

■■■■陳述録取書の内容は、いずれも、請求人の無罪を証明する重要なものであるが、とりわけ、

A カレー鍋に指を入れて味見した、

B 事件の翌日の夕方、請求人から体は大丈夫かと尋ねられたとの陳述は、端的に、請求人が犯人でないことを直接的に証明する重要な間接事実であり、また

C 請求人が自宅に戻ってきた後、昼食を作って家族に食べさせ、その間、外に外出することはなく、その後、■■■■と一緒にガレージに出かけ、次の当番の人が来るまで請求人とガレージに一緒にいた

との陳述は、請求人しかカレー鍋に亜硫酸を混入する機会がなかったとする確定判決の前提事実を突き崩し、請求人以外の者の犯行の可能性を肯定する重要な間接事実であり、







事件当日の夜、請求人らは、■■■■らをつれてカラオケに出かけ、夜半過ぎに帰宅したため、本件事件の発生を知らなかった。翌日、テレビ報道等により事件を知り、味見をした■■■■に「何ともないんか」「大丈夫か」と訊いたのである。前述の通り、もし請求人が亜硫酸をカレー鍋に混入していたとすれば、■■■■が味見をしたカレー鍋は亜硫酸が入っていない方の西鍋であったことを知っていたのであるから、わざわざ、■■■■に対して様態を尋ねるはずがないのである。

- ⑤ 請求人が自宅に戻ってきて昼ご飯を作って家族に食べさせ、家族が食べ終わった後、ガレージにカレー当番に出かけたのであるが、その間、ずっと家にいたとの点について

上記の陳述によれば、請求人は、自宅に戻り、そうめんを作り、外で買ってきた巻寿司と一緒に家族5人に昼食を食べさせ、家族が食べ終わるまで、自宅にいたことになる。その時間は明確ではないものの、そうめんを湯がいて冷やし食器に盛りつけるだけでも10分程度の時間を要するのであるし、またそれを家族が食べ終わるまでには、さらに10分程度の時間が必要である。そして、その後、■■■■とガレージに一緒に出かけ、そのまま次の当番の■■■■が来るまでそこにいたというのであるから、その間、ガレージは少なくとも約20分間以上にわたってカレーを監視する人間がいなかったことになる。

しかし、確定判決は、午後0時20分頃から1時頃までの間について請求人が一旦自宅に戻ったもののそのほとんどの時間、ガレージにいたとして、請求人以外に亜硫酸をカレー鍋に混入する機会がなかったとする。しかし、上記の通り、約25分以上にわたって監視をする人間がいなかったのである。このことは、請求人しか亜硫酸を混入させる機会がないとする請求人を犯人であると認定する間接事実を突き崩すものである。

- ⑥ 請求人が黒のTシャツを着ており、タオルを首に巻いていなかったという点について

前述の通り、確定判決は、■■■■の目撃証言が信用できるとして、請

求人がカレー鍋の周りで不審な挙動をとっていたということを、請求人が犯人であることを裏付ける間接事実であるとする。しかし、■が目撃したのは白のTシャツを着て、首にタオルを巻いた人物である。しかし、■の陳述によれば、請求人は黒のTシャツを着ていたのであり、また首にタオルを巻いていなかったのであるから、■が目撃したのは請求人でないことは明らかである。

■の陳述によれば、白のTシャツを着て、しかも首にタオルを巻いていたのは■であったのであるから、■が目撃した人物は、■かそのほかの第三者であることは明らかである。したがって、■が目撃した不審な人物が請求人でないことは明白であり、確定判決が根拠とする間接事実そのものが存在しないのである。

- ⑦ 以上の通り、■陳述録取書は、請求人が犯人でないことを直接証明しているばかりか、確定判決は請求人が犯人であるとしてあげる4つの間接事実のうち、2つを否定するものであって、請求人が無実であることを証明するに十分である。

## (2) 甲806および実験結果報告書について

### ① はじめに

確定判決は、請求人が犯人であることを推認させる最重要の間接事実の1つであるとして、「請求人が西鍋の蓋をあけたり、あたりの様子をうかがうなど挙動不審の行動をとっていた」という事実をあげる。そして、この事実を唯一裏付けるものが、■の目撃証言（以下「■証言」という）である。

しかし、甲806および実験結果報告書は、後に述べるとおり、■証言の信用性を根底から覆すものである。

- ② 確定判決は、請求人は、午後0時20分ころから1人で見張りを始め、その後次女がガレージに来たりし、その後少なくとも1回はガレージを離

れ、亜硫酸をガレージに持参し（た）と認定しているのであるが（一審判決895頁）、この事実認定の根拠たる証拠は、                    証言以外にはなく、その要旨は、「請求人の服装は、白いTシャツに黒いズボンで、髪の毛は肩まで届かないが、耳は隠れてるぐらいの長さだった」（一審判決345頁）というものである。

しかし、上記証言は、Tシャツ色、タオルの有無、髪の毛の長さにおいて明らかに請求人と違っており、                    証言は、誤りである。

③ 請求人が当日着ていたTシャツの色について

1) 請求人の当日の服装について、「白い」Tシャツだったと証言しているのは                    だけである。                    を除く地域住民は、捜査段階では「請求人は黒い服を着ていた」旨を供述していた。にもかかわらず、その後、                    の供述に合わせるために、                    の供述は変遷し、結局請求人の服装は、白っぽい服であったことにされている。

和歌山県警は、当時、すべての住民の供述を一覧表にして、相互に矛盾がないように供述調書を作成していった。このように相互に矛盾のないように作り上げられた供述調書であっても、請求人の服装は、黒だったのである。即ち次の通りである。

i                     は捜査段階では次のように供述していた。「林の奥さんは、黒っぽい服を着ていたと思います」（第1審弁38号証。平成10年9月17日付警察官調書6丁裏）「林さんの奥さんは、黒っぽい服を着ていたと思います（第1審弁40号証。平成10年10月1日付警察官調書9丁裏）。

同女は、犯行が行われたとされる直後に請求人と見張りを交替した人物である。その                    が「（請求人は）黒っぽい服を着ていたと思います」と供述していたのである。

ii                     は捜査段階では次のように供述していた。「林さんが黒のTシャツ姿で、右手で子どもを抱えるようにしてガレージに来たのです（控訴審弁20号証。平成10年9月23日付警察官調書13丁裏）。

このように、両証人とも、捜査段階では、請求人の服を「黒っぽい服」（                    ）「黒のTシャツ」（                    ）と供述していたのである。この両名は、午後1時に請求人と見張りを交替した

人物である。この兩名ともが、請求人の服装を「黒」と明確に供述していたのであるから、請求人の服は黒と認定されるのが当然である。

- iii 〇〇〇〇も、捜査段階では次の通り、請求人の着ていたＴシャツは黒か紺、と供述していた

この時の林さんの服装は、黒か紺のだぼだぼしたＴシャツと、ズボンはさらっとした、素材がテセル系の様なイージーパンツでお化粧はしていなかった感じでした（平成１０年１０月１日付調書、一審弁４０号証、７丁表以下）

と具体的かつ詳細な供述をしている（ところが〇〇〇〇は、一審法廷では、〇〇〇〇の供述に合わせるために、「請求人は、ダブダブの白っぽいＴシャツと、黒っぽいズボンでした」と証言して、供述を１８０度変遷させた）。

- 2) 上記３名以外の地域住民からの聴き取り報告書には間違いなく請求人の服装を「黒っぽい」と供述しているものが多数存在するはずである。

- i 事件発生から以後、地域住民のほとんどは、請求人の服装を「上下黒か紺」と供述していた。それは〇〇〇〇が次の通り一審法廷で証言（一審第１２回２５１頁）したことからも明らかである。

平成１０年１０月１日付調書（一審弁４０号証）（「この時の林さんの服装は、黒か紺のだぼだぼしたＴシャツと、ズボンはさらっとした、素材がテセル系の様なイージーパンツでお化粧はしていなかった感じでした」と具体的かつ詳細な供述をしている一審法廷での証言）の作成状況について検察官から質問され、「警察の方に調書を取ってもらっていて、警察の方が『上下黒か紺という、そういう意見が多い』ということを言われて」「警察の方の方がいろんな人と接触をしてるから、そういう声が多いんだったら、そうなんかな（とって、元々の記憶とは異なる調書が作成された）」と証言している。

この証言からは、地域住民のほとんどが、請求人の当日の服装を「上下黒か紺」と供述していたことがわかる。

- ii そのため控訴審弁護人は「地域住民から捜査機関が聴取して作成していたはずの、請求人の服装についての聴き取り報告書」

の開示を求め、検察官に対して証拠開示命令を発するよう申し立てたが、控訴審は職権発動をしなかった。

■が目撃したという、「西カレー鍋の蓋をあけた白いTシャツの女性」が、請求人であったのか、請求人の次女（■）であったのかは、本件の犯人が請求人であったか否かを認定するにあたっては、最も重要な間接事実である。しかも、■の証言からは、「地域住民のほとんどは請求人の服装を上下黒か紺と供述していた」と思われるのである。

弁護人は、本件再審請求においても、改めて「地域住民から捜査機関が聴取して作成していたはずの、請求人の服装についての聴き取り報告書」の開示を求め、御庁から検察官に対して、証拠開示命令を発するよう申し立てる予定である。

- ④ 請求人が当日白いTシャツを着てはいなかったことが明らかとなれば、■が目撃したという、西カレー鍋の蓋を開けた人物「請求人の服装は、白いTシャツに黒いズボンで、髪の毛は肩まで届かないが、耳は隠れてるぐらいの長さだった」（一審判決345頁。■証言の要約）は、請求人ではないこととなり、本件カレー事件の犯人が請求人であるという認定の根幹が崩れ去る。

- ⑤ ■が目撃したのは、次女■である（弁1号証）。請求人の次女■は、事件当時、請求人と体型が極めて似ていた。事件直後、写真週刊誌に請求人に間違われて写真が載せられたこともあったくらいである。

事件当日の■の服装は、白っぽいポロシャツか白いTシャツであった。そして、首からタオルをかけていた。

Tシャツの色からしても、タオルを首にかけていたことから、■が目撃した「カレー西鍋を開けた女性」は、請求人ではなく、恵子なのである。

- ⑥ 請求人がタオルを首に掛けていたかどうかの点

- 1) ■の証言

■は、請求人が西カレー鍋を開けたとき、首からタオルを掛けていた、と証言した。この証言は、請求人が■と見張りを交替した際（午後零時20分ころ）には請求人はタオルを掛けていなかったという事実（なおこの事実認定の証拠も、■

証言のみである。そしてこの証言部分についても、同女の当初の供述は全く違っていたことは後に述べるとおり)と相俟って、請求人は一旦その後ガレージを離れた(すなわちその際にヒ素を持って来る機会があった)という第一審の認定(一審判決378頁。895頁)の重要な間接事実となっている。

2) 請求人がタオルを首にかけていたと証言しているのは、  
だけである。

他の誰1人として、請求人が首にタオルを巻いていた、と証言している者はいない。ことに、  
が「請求人が西鍋のふたを開けた」のを目撃したという直後ころ(午後1時ころ)に、請求人と見張りを交替した  
も、請求人が首にタオルを掛けていたということについては「全然気がつかなかった」「わからない」(第14回78頁)と証言している。請求人が首にタオルを掛けていた事実は、そもそもないのである。

3) 一審が事実認定の根幹においた  
の証言は、捜査段階の供述とは大きく食い違っていたこと(別紙「  
の供述と証言の変遷一覧表」)

i 一審証言

鍋の上のふたをあけた時に湯気が出、その前後に請求人は首にかけているタオルで顔を拭いた」という趣旨である(第1審第25回  
168頁~172頁)。

ii しかし、  
の捜査段階の供述は、次の通り、請求人が西鍋のふたを開けるのを見たとする場所が1階のリビングのソファから、2階の両親の寝室に変遷している。

A 平成10年8月31日付警察官調書(弁30)

B 9月5日付警察官調書(弁31)

C 9月11日付検察官調書(弁32)

いずれも、「1階のリビングのソファ」から目撃したと供述していたにもかかわらず、

D 平成10年12月4日検察官調書(弁33)

になると、「2階の両親の寝室から目撃した」と変遷した。

iii 次に午後零時20分ころの時点で請求人がタオルを首にかけていたかどうかについても、次の通り変遷していて、AとCでは、全く逆の事実を述べているのである。

平成10年9月11日付検察官調書（弁32）では、「林のおばちゃんもタオルで顔の汗を拭きながら、■■■■のおばちゃんに向かって、ペコペコと2回お辞儀をしました」（37頁）と、具体的かつ迫真性にあふれる供述をしていた（これは、氷の確認の後、請求人が■■■■宅ガレージに再来して、■■■■が夫の昼食を作るため一旦帰宅したとされている午後0時20分ごろの場面である。※弁護人注）にもかかわらず、

平成10年12月12日付検察官調書（弁36）では、「よくよく考えると、タオルに気がついたのは、請求人が西鍋をあけた場面でした」（それまでにタオルをしていたかどうか分からない）と変遷し、

そして平成12年3月23日の証言では、午後0時20分ごろの場面では「請求人はタオルをしていなかった」と変遷した。

#### 4) 検討

i ■■■■は捜査段階では、■■■■と見張りを交替する0時20分の場面で、請求人がタオルを首にかけていたと供述していたわけである。この場面は、■■■■が夫の昼食を作るからと言って、一旦帰宅した際の■■■■との挨拶の場面である。一審判決が、0時20分の場面では請求人は首にタオルを巻いていなかったのに、西鍋を開けるのを■■■■に目撃された際には首にタオルを巻いていたと認定して（この認定の根拠となっているのは、次にiiで述べるとおり、■■■■の証言だけである。）、0時20分に■■■■と見張りを交替した後、一旦請求人が自宅に戻って再度ガレージにやってきた（その時にヒ素を持ってきた可能性があることを匂わせている）と認定する最も重要な場面なのである。

しかし■■■■は、捜査段階では、法廷での証言とは全く異なり、「■■■■と見張りを交替する0時20分の時点で、既に請求人がタオルを首にかけていた」と具体的かつ迫真性をもって、臨場感のある供述をしていたわけである。

ii 第1審判決は、次の通り判示している。

■■■■も「1階リビングから請求人の姿を見たときは、請求人はタオルをもっていなかったと思う」と証言している。これによれば、午後0時20分ごろ■■■■と見張りを交替したときには、請求人はタオルを持っていなかったと認められる。ところが

請求人がその後1人で鍋の見張りをしていたときの状況に関し、  
■は「請求人は首に掛けたタオルで顔や首の汗をぬぐったり、口元に当てていた」と証言するが、この証言は、具体的かつ自然な内容で信用性が高い。してみると、請求人は、鍋を1人で見ていた時間帯には、タオルを首に掛けていたこととなる。以上のような事実関係を踏まえると、・・・・、請求人は午後0時20分ころから午後1時ころまでの間に、少なくとも一度ガレージを留守にしてタオルを持ってきたと認められる（一審判決378頁）。

しかし、■の初期供述は上記弁32号証の通りであったのであるから、これは明らかに事実誤認である。第1審判決の根幹部分（「請求人がガレージに1人になった後で、一度ガレージを離れ（家に戻った）」）についての重大な誤りである。

iii なおこのように検討してみると、「（西鍋のふたを開けた）請求人が首にタオルを巻いていた」と供述していたのは、■ただ1人であるということになる。

この事実は何を示すのであろうか。■が見た人物は、請求人ではない（次女■だった）、ということである。

⑦ ■の知覚・記憶能力には、極めて問題がある（■の着ていたTシャツの色についても■は客観的な事実と異なる供述をしている）こと

■の当日の服装は、「上は水色のTシャツで、下は白いズボンで、ピンクのエプロンと、首にピンクのタオルを巻いて行きました」（第10回■19頁）であった。

しかし、■は■の服装を「ノースリーブの黒いシャツを着て下が白いズボンで首に黄色のタオルを掛けていた」と供述していた（第1審弁32号証9月5日付警察官調書3丁表）。この供述部分は、「（■が、歳の割に）若い格好をしているなあと思ったから興味を抱いた」と具体的な感情と共に供述している場面である。ここからも、■の知覚・記憶能力には、極めて問題がある（信用性がない）ことがわかる。

⑧ ■の目撃証言の信用性についてのまとめ

以上検討したところから明らかなのは、■の目撃証言は、およそ信用できないということである。そしてその原因はな



ぜかと考えると、■■■■の記憶が、およそあいまいであるということに加え、他面では、視認条件が劣悪だったからだということが、容易に推認できるのである。客観的な事実と異なる供述や証言をしている理由は、記憶・表現の過程に大きな問題があるという面と、そもそもの知覚自体が、およそ信用できない条件下であったからである、という面がうかがわれるのである。そしてその原因はどこになるかと考えると、「レースのカーテンを通しての目撃」が根本的な原因だと思われる。

⑨ ■■■■の視認状況は、確定判決が前提とした視認状況とは大きく異なっていたことが新証拠によって明らかであること

1) レースのカーテンと網戸を通して目撃できたのかという疑問

■■■■は、1階のリビングから、白いレースのカーテン越しに、■■■■宅ガレージを見たと言っている。カーテンは閉められていて、レースのカーテンは透けて見えたと言っている(■■■■ 11～12頁)。つまり、■■■■は、肉眼で直接見たのではなく、カーテン越しに(カーテンの布を通して)、透けて見える対象を目撃したということである。この点は銘記されなければならない。

その後2階に移動し、母親のベッドに腹ばいになって、ベランダ越しにガレージを見た際に、請求人が1人であり、白いタオルを首に掛け、顔の汗をふき、白いTシャツに黒ズボンをはいており、段ボールを左手に持っていて、鍋から出てきた湯気を被った。湯気はガレージの天井につくくらいに高く上がり、請求人がのけぞったのを目撃した、というのである。

2階の窓にも白色のレースのカーテンがかかっており、同女がそのカーテンとその外にある網戸越しにガレージを見ていたことは、第一審で取調請求された甲806の写真85の上段の説明(これが、本再審請求についての、弁2号証である。)の平成10年12月20日付検証調書(検証の実施は12月12日)の記載からも明らかである。ところが当日(12月12日)に目撃状況を再現した際には、同女の視線からは「立会人が眺めている目の高さに合わせて写真撮影した分については、■■■■方カーポートの屋根で、仮装被疑者の表情が確認できない」と明確に記載されている(同検証調書63丁表。写真102号についての説明部分)。

その後には、「本職等が立会人と同じ状況下で[ ]方カーポートを見るに、カーポートの薄茶色のビニール製の屋根越しに仮装被疑者の表情が見通せることを確認した」とも記載されているけれども、添付写真102号の写真上、仮装被疑者の表情はおろか、仮装被疑者がその場所に居ること自体も、全く確認できない。

要するに、[ ]の再現する目撃状況では、実際には請求人が居たという場所について見通すことは不可能だったのである。

見通すことができなかった理由は、まず第1にレースのカーテンおよび網戸越しに目撃したということと、第2に[ ]の視線と同女が目撃したという請求人との間には、物理的な障害物([ ]宅ガレージの薄茶色のビニール製の屋根)が存在するという2つの理由によって、再現時には[ ]のいうところの目撃状況では、見えなかった(少なくとも写真上、何も目撃できなかった事実しか出てこない)。

まして、「請求人は、このときガレージの奥の方において、鍋の南側にいた。鍋に結構近かった。請求人が鍋の南側から道路の方を見ているのが見えた。請求人は鍋の奥の方をしょっちゅうクマみたいに行ったり来たりして歩いていた。請求人は、行ったり来たりしていたときに、道路の方を見ていた。また請求人は、ちょっと背中を丸めて鍋を見ていた。背中を丸めて鍋を見ているときも、道路の方は見ていた。請求人は、何回も道路の方を見ていた。道路の方を見て、また他のところを見て、また道路を見るというような動作だった。鍋を見ながら道路の方を見てたというのは、顔は背中を丸めて下の方を向いて鍋を見ている感じで、それで目はまっすぐ道路の方を見ていた」(第1審判決344頁)というような目撃が可能な状況は、甲806上、全くうかがわれない。全くうかがわれないどころか、そんなことが目撃できるはずがないのである。しかも、上記の姿勢であるとする、顔の向きは下向きで、目だけが上目遣いであったが、顔の表情・目線までも目撃できたということになるが、15メートルも離れた位置で、白いレースのカーテンを閉めた状態で、しかも網戸とカーポートの薄茶色の屋根越し(透して)に、そのような目撃ができるはずは絶対がないのである。

■■■■の目撃状況は、第1審判決添付図11(981頁)であったという。しかし、この再現図は、甲806の添付写真102とは明らかに異なっている。甲806の添付写真では、■■■■の目と請求人との顔とを直線で結んだ場合に、その直線上にカーポート。この変遷が何を意味するのかについて検討してみると、結局、■■■■が目撃したという、■■■■方2階の屋根が入り込む位置関係(要するに■■■■はカーポートの屋根を通して(透して)請求人の顔が見えたという位置関係)であるのに、証言で再現した際には、カーポートの屋根は、請求人の顔と■■■■の視線の間には入ってきていないのである。

の■■■■のベッドの上からは、請求人が鍋をのぞき込んでいたという状況を目撃することなどできなかったということがうかがわれるのである。上記検証の際(平成10年12月12日)には、■■■■は仮装被疑者に対して、西カレー鍋の西側に立って東側を見る立ち位置を指示し、さらに、「前同場所姿勢である寸胴鍋西側に東向きに立ち、寸胴鍋をのぞき込む格好から背中を伸ばして東向きに立ち、顔のみ北側道路方向を見るよう」に指示し、「あんな感じで、林さんは、鍋をのぞき込んだ後、背中を伸ばしながら北側道路の方を見ていました」と説明したとされている(甲806の62丁裏)のに、第一審証言では「請求人が鍋の南側から道路の方を見ているのが見えた。請求人は鍋の奥の方をしょっちゅうクマみたいに行ったり来たりして歩いていた。請求人は、行ったり来たりしていたときに、道路の方を見ていた。また請求人は、ちょっと背中を丸めて鍋を見ていた。背中を丸めて鍋を見ているときも、道路の方は見ていた。請求人は、何回も道路の方を見ていた。道路の方を見て、また他のところを見て、また道路を見るというような動作だった。鍋を見ながら道路の方を見てたというのは、顔は背中を丸めて下の方を向いて鍋を見ている感じで、それで目はまっすぐ道路の方を見ていた」(第1審判決344頁)というのである。

両者は明らかに異なっている。わずかの違いであるようにも思われるかも知れないが、大きな違いである。鍋に対する立ち位置、顔の向き、道路を見る際の顔の向きや目の動きは全く異なっているのである(検証時には、鍋の西に立った仮装被疑者が背中を伸

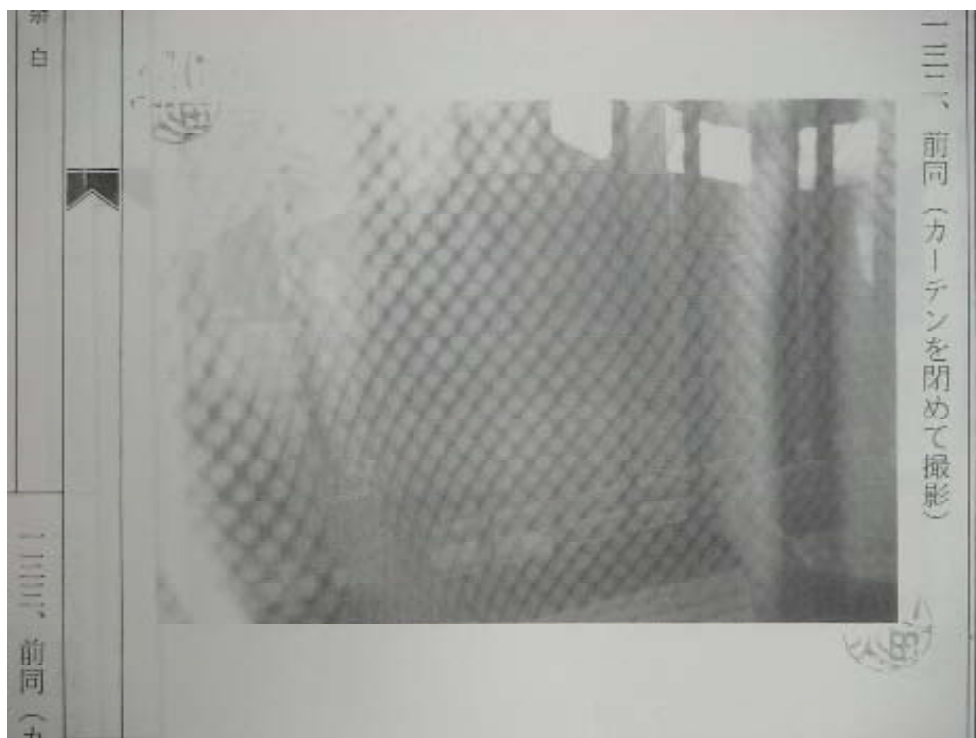
ばしながら自分の東側にある鍋の方向に背中をまっすぐにして斜めにお辞儀をするような格好で、しかしそのままの格好で首を左に回転させて、北側の道を見るという格好をしていて、法廷の証言の趣旨とは明らかに異なっている)。

また、見通し状況が極めて悪い状態であるにもかかわらず、「(請求人が)湯気がぶった。のぞいてて、ちょっと鍋のぞいてたけど、急に湯気が出てきてばあつてのけぞった」のを目撃したというのである(■■■■ 165頁)。いくら何でも、そんなことはあり得ないはずである。火を消して40分以上経過したカレーの鍋の蓋になっていた段ボールをとったときに、ガレージの天井につくくらいまで湯気が上がるというのも、不合理である。むしろ、加熱されて膨張していた空気(カレーの上面と蓋の間の空間の空気)が、火が止まったことによって冷えて、蓋になっていた段ボールをはずした際に、湯気が上がる(しかも天井まで)ということは、科学的にもあり得ない話なのである。また、白のレースのカーテン越しに、白い湯気が上がったことを目撃することなど不可能である。

このように検討してみると、■■■■がガレージを目撃していた、ということ自体についても、大きな疑問が生じるのである。

⑩ 実験結果報告書(カーテン越しの視認状況についての実験)・  
…弁3号証

この点について、弁護人は実験を行った(その報告書が弁3号証である)。■■■■宅の2階のカーテンは、甲806の添付写真にあるとおり、白地の部分の大変多いものである。



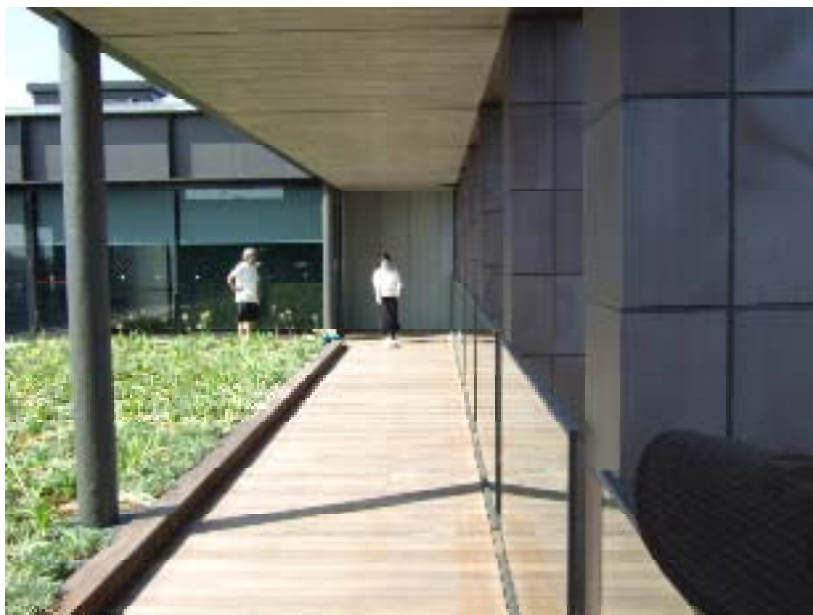
この写真からも既にカーポートにいる人物の表情を見ることはもちろん誰であるかを特定することすら不可能であることが明白であるが、弁護人らは、念のため、同種のカーテンを入手して実験をした（網戸にカーテンをつけ、15m離れた位置にいる人物が特定できるか、その表情を判別できるか、タオルを首に掛けているかどうかを判別できるか、白い煙を判別できるかどうかについて実験をした）。

その結果は、以下の写真の通りである。

A 15mという距離を測定した。



B 15m先に男女が立った。



C 網戸、2種類のカーテンを通して、15m先の人物を見た。  
女性か男性かも分からない。顔の向きも、タオルの有無も不明。

C-1 女性が立つ。



C-2 男性が立つ。

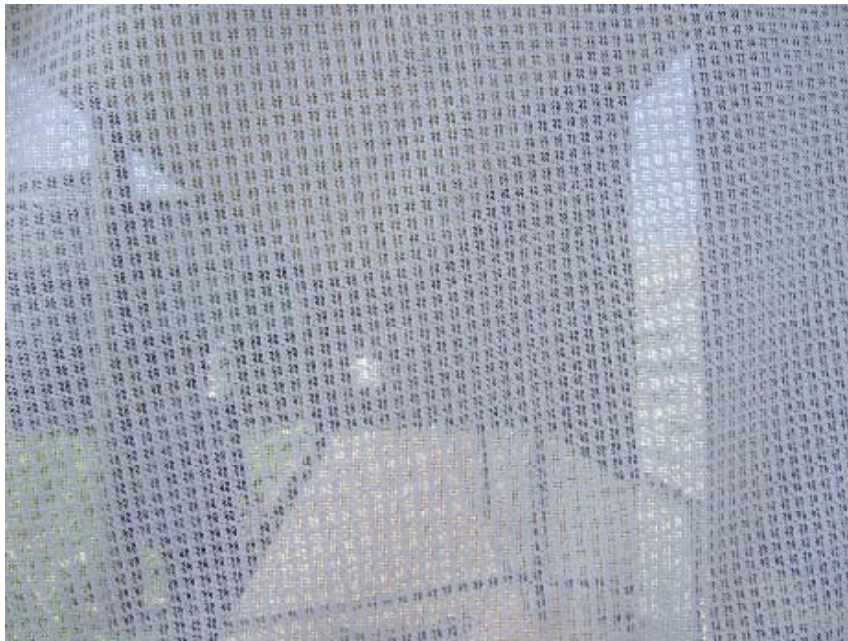




D 15m先で、洗面器の水にドライアイスを入れて白い煙を出す。



E 網戸、カーテン（2種類）を通して見たが、白い煙は見えなかった。







- ⑪ ■■■■が目撃した人物は、いったい誰だったのか  
控訴審で、弁護人は、■■■■がガレージ内にいるところを目撃した人物は請求人の次女である■■■■であった可能性が高いと主張した。しかし再度記録を検討してみると、■■■■に目撃された人物は、別の第三者であった可能性も否定できないことが判明してきた。

■■■■の証言によると、請求人は湯気をかぶってのけぞったあと、鍋をのぞいたあと、■■■■さんの家の塀のところまで歩いて行って、さらに奥の方に入り、その後は見えなくなったというのである（■■■■ 99頁～103頁）。■■■■は、請求人が鍋の周りをウロウロしたりしているのを「クマみたいに面白かったから2階のベッドから見ていた」と証言している（103頁）。それからすると、ガレージの奥に入ったという請求人がまた出てくるのではないかと、しばらくガレージを見ていたはずである。ちなみに控訴審判決も「■■■■は『うろうろと歩き回る請求人の格好が熊のように見えて面白かったことと、請求人が鍋と道路の方向を相互に見るようにしていたのが気になったことから、その様子を見ていた』旨供述しているところ、その供述はごく自然で信用に足るものであり、■■■■が請求人の様子をしばらく見ていた」と判示している通りである（控訴審判決144～14

5頁)。にもかかわらず、請求人はガレージから出てこなかったということになる。その際に■■■■■が目撃したのは1人（それが請求人だと■■■■■は証言するが）だけである。

他方、■■■■■は、ガレージではずっと請求人と一緒に居たと証言している。この2人の証言を併せて検討すると、■■■■■が目撃した人物は、本当に1人でガレージに現れ、しかも、ガレージの奥に引っ込んで出てこなかったということになる。ガレージに1人で現れて奥に引っ込んで出てこないということがあり得るかを検討すると、ガレージの両隣の家の間であれば、ガレージに1人で現れて（■■■■■に目撃され）、ガレージの奥（南側）に引っ込んで■■■■■の視野から消えてしまうということも十分に可能なのである。

■■■■■の視認の正確性に大きな疑問がある本件において、■■■■■が目撃した人物が請求人でなかった可能性は（そして■■■■■でもなかった可能性も）、相当程度大きいといわなければならない。

第1審判決も、「午後0時20分ころから午後1時ころまでの間は、請求人が1人で見張りをしている時間帯、請求人が■■■■■と一緒に見張りをしている時間帯及び請求人がガレージを留守にし、誰もいなくなった時間帯があったこととなる」と判示している通りである（第1審判決378～379頁）。この「ガレージに誰もいなくなった時間帯」に、請求人でも■■■■■でもない第三者が西カレー鍋をあけたのを■■■■■に目撃された可能性がある。■■■■■宅カーポートに、近所の誰にも目撃されずに入ることができる人物が存在しないわけではない。

## ⑫ 小括

以上の通り、甲806および実験結果報告書は、■■■■■証言が全く信用できないものであることを端的に証明するものであり、同時に、確定判決が、■■■■■証言に依拠して、請求人が挙動不審の行動をとっていたとして、これを請求人が犯人であることの重要な間接事実であるとして、請求人を有罪であるとしたことが、明らかに誤りであること、つまり、請求人が明らかに犯人でないことを証明するものである。

#### 4 結論

弁1～3の新証拠により、カレー毒物混入事件につき、請求人が無罪であることは明白になった。したがって、速やかに再審開始決定が行われるべきである。

### 第3 くず湯事件

#### 1 確定判決が認定した事実とそれを支える証拠

##### (1) 確定判決が認定した事実

確定判決は、くず湯事件について、

請求人は、請求人又は林健治が、林健治を被保険者又は被共済者として■■■■ほか4社、■■■■及び■■■■との間で締結していた生命保険契約等に基づく死亡保険金等総額1億5480万円をだまして取るため、同人を殺害しようと企て、平成9年2月6日午後1時ころ、和歌山市園部■■■■所在の請求人方において、砒素を混入させたくず湯を林健治（当時51歳）に提供してこれを食べさせたが、同人はおう吐して前記砒素の一部を体外に吐き出したため、同人の予後不明の急性砒素中毒に罹患させたにとどまり、殺害の目的を遂げなかったと判示する。

##### (2) 確定判決を支える証拠

確定判決が、本件事件を殺人未遂事件であるとし、請求人がその犯人であると認定した証拠は、■■■■と■■■■の証言のみであって、これを裏付ける客観証拠や物的証拠は一切存在しないのである。もちろん、殺人を認めることができる物証があったわけではない。

しかも、■■■■の証言は、林健治が■■■■病院に入院した

具体的経緯とその理由を述べずに曖昧にしたままであるばかりか、林健治が入院中に順調に症状が回復したにもかかわらず、それでも継続して林健治の入院に付き添い続けた経緯について事実を伏せたままである。

また、同年2月5日になって、同月7日には退院するよう主治医の■■■■医師から勧告された林健治が退院の前日の同月6日に自宅に戻った不自然な行動に関し、■■■■は、体一つで退院したくて前日に着替え等を持ち帰っただけと説明するが、そうであれば、なぜ■■■■だけでなく、林健治本人も自宅に戻ったのかについて、合理的な説明をしていない。

■■■■は、もともと、自らが、あるいは請求人や林健治と共謀して、高度障害等の保険金をだまし取る役割を担っていたのであるから、その事実が明かになれば、■■■■自身が詐欺罪に問われる虞れがあったのである。

だから、自己の罪責を免れるために敢えて虚偽の供述をしていると考えれば、■■■■証言が変遷し、相矛盾し、場面毎に曖昧にならざるを得なかった理由を理解することができる。

このように、くず湯事件を請求人の林健治に対する殺人未遂事件だとする確定判決は、本来その証拠評価に著しい誤りがあったと言わざるを得ない。

### (3) 確定判決の決定的な不自然・不合理

確定判決は、くず湯事件において、請求人が、保険金目的の下に、林健治を殺害しようとしたと認定する一方で、この事件により、林健治が重度の障害を負ったとして、請求人と林健治が共謀して、高度障害を仮装して、保険金を詐取したと認定する。

しかし、くず湯事件において、林健治に生じた傷害は、激しく異常な連続する嘔吐と、約2週間にも及ぶ意識不明状態とその間の危篤状態と、さらに長期にわたる末梢神経の麻痺による運動機能障害と幻覚等の異常体験であったのである。もし、これが請求人によって亜硫酸入りのくず湯を飲まされたことによって発生したものであるとすると、林健治は、これ以外に口に入れたものはなく、しかもくず湯を食べた後すぐに症状が生じたのであるから、林健治において、これに気づかないはずがないのである。つまり、

林健治は、請求人によって殺されかけたのであり、これに気づかないはずはなかったのである。

にもかかわらず、林健治が請求人と共謀してその傷害をネタに保険金詐欺をしたというのは、自分を殺そうとした者と共謀して保険金詐欺をしたというのであって、これが不自然にして不合理であることは、多言を要しないところである。

さらに、このくず湯事件以降も、林健治と請求人は、夫婦として、同じ屋根の下で生活し、林健治は請求人が作った食事を食べていたのである。もし、くず湯事件が請求人による殺人未遂事件であるとすれば、林健治は自分を殺そうとした者と一緒に暮らしていたのであり、しかもその者が作った食べ物を食べていたということになり、ますますもって不自然にして不合理であることは明白である。

このように確定判決は、          や          の証言の信用性を問題にするまでもなく、誤りであることは明白である。

そもそも、くず湯事件とされているものは、林健治が保険金詐欺をするために自ら亜硫酸を飲んだものであって、事件ではないのである。

## 2 新証拠の存在とその新規性および明白性

### (1) 新証拠の存在と新規性

弁4号証の林健治陳述録取書（以下、「健治陳述録取書」という）は、本件事件確定後に作成されたものであって新規性を有するものであり、証拠の新規性の要件（刑事訴訟法435条6号）を有するものである。

### (2) 新証拠の明白性

#### ① 確定審の大阪高等裁判所における林健治の証言

林健治は、和歌山地方裁判所では、自宅には砒素はなく、自ら砒素を飲んだとは証言しなかった。

しかし、林健治は、請求人の大阪高等裁判所における控訴審に証人として出廷し、以下のとおり証言した（以下「健治証言」という）。

平成8年10月に請求人の母          が死亡し、その死亡

保険金約1億4000万円が支給された。請求人は、その保険金のうち数千万円を自宅の金庫内に保管していたが、林健治が、請求人に黙って、その大部分を賭け事に使ってしまった。そのことが、平成9年1月30日の昼前になって、金庫を開けた請求人に見つかってしまった。

請求人は、林健治を「今すぐに自宅から出て行け」ともの凄い剣幕で責めた。その剣幕に、林健治は、前に砒素で高度障害保険金をだまし取ったことを思い出し、「わしが体張って億の金稼いだら文句ないやろ」と言い返した。

その結果、請求人、林健治、そばにいた■■■■の3人で相談し、林健治が砒素を飲んで、その日の夜に病院に行き、180日以上入院して高度障害にもっていくことや入院している間は泉がずっと付き添いを続けることなどを話し合った。

そこで、林健治は、昼食の後、■■■■に対し、「ショートポープの空き箱に入れて持ってこい」と指示し、林健治が当時砒素を保管していた自宅近くのFガレージから砒素を持ってこさせ、ホットコーヒーの中に耳かきにほんの少しの量の砒素を入れて、二、三口飲んだ。砒素を飲むと気分が悪くなり、その日の午後8時を過ぎてから、■■■■病院に行き入院した。

しかし、入院前に飲んだ砒素の量が少なかったのか、林健治は、2月5日ころ、主治医の■■■■から容体が改善したから退院するように言われた。

林健治は、これでは、当初の計画である高度障害保険金がおりにないので、■■■■と一緒に自宅に帰り、請求人とも相談して、Fガレージで保管していた砒素を持って、午後2時過ぎころ、再び病院に戻った。

そして、病室において、ミニカステラをいくつか食べた後、コーヒーカップに抹茶かたくりと砒素を入れて、スプーンでかき混ぜてから、一気に流し込むようにして全部を飲み込んだ。

すると、砒素の効用のため、口から吹き出すように洗面器に吐いた。今度は退院を迫られないように大量に砒素を飲む

だったので、意識を失うこととなった。

② 明白性

ところで、確定審の控訴審判決（大阪高等裁判所平成15年（う）第250号）は、この健治証言について、健治は、請求人の大阪高等裁判所における公判調書等を熟読しており、健治証言と請求人の供述が符合することはなんらその信用性を基礎付けるものではないこと、林健治の和歌山地裁段階の供述の主要部分がことごとく偽証であったことを前提とするものであることなどから、基本的に信用し難いと判示した。

しかし、健治陳述録取書によれば、健治証言の信用性を弾劾する控訴審判決の根拠に理由がないことが明らかになった。

たしかに、林健治は、和歌山地方裁判所の法廷では、くず湯事件につき、自ら砒素を飲んだとは供述しなかった。しかし、林健治は、それ以前に、捜査を担当した■■■■■検事に対して、自ら砒素を飲んだと供述していたのである。

林健治は、この■■■■■検察官の取調時の話として「（■■■■■検察官は）こういう言い方をしたのです。君は眞須美にヒ素を飲まされて、殺されかかった被害者やから、いい加減眞須美をほって、わしらに協力せいと。だけど検事さん、そんな言うけども、そのヒ素を私が飲んだと言うたらどうなるんですかと言うて聞きましたら、ただ笑うだけで、そんなことはない、お前は被害者やと。それよりも求刑はわしが出すんだから、わしに協力すれば、協力するというよりも眞須美にヒ素を飲まされたということを書面に書いて、署名を指印してくれたら、東京の八王子にある医療刑務所に入れてやると。早く出所せいと。だから眞須美はこのへんで打ち切って捜査に協力してくれと。そういうことは何回も言われました。・・・だからその話（健治が自ら砒素を摂取した話）は笑い飛ばされて、とにかく全然話聞いてくれませんから、いう気もおこりませんでした。」と述べている。

くわえて、詐欺罪で起訴されていた林健治の弁護人に対しても、林健治は、くず湯事件の真相、すなわち、高度障害保険金を騙し取るために健治自身が砒素を飲んだことを告白していたのである。

したがって、健治証言は、林健治が、請求人を庇うために、請

求人者の供述内容を公判調書等で勉強して、求人者の供述に合わせて証言したものではないことは明白である。健治証言の核心的部分、すなわち、保険金を騙し取る目的で自ら砒素を飲んだと供述した事実は、控訴審が始まる前から存在していたのである。

請求人自身も、確定判決前の段階で、その弁護人に対し、くず湯事件は、健治が自ら砒素を飲んだという真相を供述していた。

したがって、健治証言は、林健治におけるオリジナルな記憶に基づく供述であり、請求人供述を模倣したものではない。

カレー事件の犯人性を疑われていた林健治が、砒素の存在との関わりを出来る限り回避したいと考えて、敢えてくず湯事件の真相を、和歌山地方裁判所で述べなかったことは十分に了解可能である。

請求人がカレーに砒素を混入させた事実も、請求人が殺意をもって健治に砒素を摂取させた事実も、両方とも全くなかったから、請求人も林健治も、一審判決があるまでは、請求人が死刑判決を受けるなどとおおよそ考えもしていなかったのであって、それ故に、一審段階で、両名とも、あえてくず湯事件の真相を語ることもなかろうと考えていたのであり、このことは何ら不自然なことではないのである。

かえって、カレー事件の被告人であった請求人が、大阪高裁でくず湯事件の真相を述べた後だからこそ、林健治がその真実を証言する気持になったと考えれば、健治証言の信用性は高いと評価できる。

そうすると、健治陳述録取書によって信用性が担保された健治証言に加えて、以下の事実を併せ考えると、くず湯事件の確定判決における事実認定に合理的な疑いが生じたといわなければならない。

くず湯事件は、林健治の帰宅を予想していなかった請求人が、たまたま健治が食することになったくず湯に砒素を入れて殺そうとしたというのである。くず湯を作る時間はわずか数分であるから、その間に俄かに請求人に殺意が生じたことになる。だからこそ、控訴審判決は、確定判決の確定的殺意があったとの事実認定は誤りであると否定し、「突発的な機会にとっさの思いつきでなされた犯行であることはあきらかである。」と、殺意は未必的な



ものにとどまるとしたのである。

しかし、それでも、犯行場面の不自然さ、不合理さは解決しない。

くず湯事件の目的は保険金詐取であるが、こうした保険金目的の殺人はそもそも、その性質上、計画的であることを要するのであって、突発的な機会にとっさの思いつきでなされ犯行とは本質的に矛盾する。

また、■■■■の証言によると、くず湯事件の犯行現場は、請求人の自宅食堂（一審第48回■■■■公判調書添付図面参照）であるが、林健治も■■■■も、その調理を見ることができる台所で請求人はくず湯を作ったことになる。そして、林健治は、■■■■と台所と1つにつながっている食堂のコタツで、請求人が作ったくず湯を食べたことになる。しかし、そうだとすると、請求人の殺人行為が他人（■■■■）の立会いの下でなされたこととなるのである。このように確定判決や控訴審判決が■■■■供述に依拠して認定した事実は、あまりにも不自然、不合理だといわなければならない。

やはり、「第三者」の公開空間下で、「突発的な機会にとっさの思いつきでなされた」保険金詐取目的の殺人行為などあり得ないのである。

2月14日になって、請求人は、林健治の病室を訪れ、健治が所持していたお金約300万円を取り戻し、その際に眠っていた健治に「早よ死ね」あるいは「早く死んでしまえ」などと言ったとされているが、これも、もし請求人が本当に林健治を殺害するつもりであったならば、他人の前でおよそこのような言葉を吐くことはないといわなければならない。

### ③ 結論

以上の通り、健治陳述録取書によって信用性が担保された健治証言により、くず湯事件の確定判決における事実認定に合理的な疑いが生じたといわなければならない。

くず湯事件は、請求人と健治及び■■■■の3人が高度障害保険金を詐取するために予め相談し、その詐取の手段として、林健治が自ら進んで砒素を飲んだのであるから、そもそも犯罪性がなく、請求人は無罪である。

#### 第4 結語

くず湯事件等の一連の殺人未遂事件は、請求人をカレー毒物混入事件の犯人として仕立て上げるために、■■■■、■■■■を長期間にわたり警察施設に缶詰状態にして、ねつ造された事件である。これらの事件は、そもそも、事件ではなかったものであり、いずれも、保険詐欺のために、林健治、■■■■が自分で亜硫酸を飲んだものである。

また、カレー毒物混入事件は、いたずら目的の傷害致死事件にとどまるものを、捜査機関が、その結果の重大さから、事件の見立てを誤って、これを無差別大量殺人事件と誤認し、なんとしてでも犯人を検挙しなければと焦るあまり、請求人に白羽の矢を立て、無理矢理に犯人に仕立て上げた事件である。しかもその上、裁判所は、請求人が犯人であるとの客観的証拠も一切なく、動機さえまったく不明であるにもかかわらず、また請求人が犯人らしいとする証拠もいずれもきわめて曖昧にしておよそ信用するに値しないにもかかわらず、むしろ請求人が無実であることを証明する証拠があるにもかかわらず、これらを一切り捨て、検察官に追随して、請求人が犯人であるとして、有罪であると認定し死刑の宣告をするという、絶対に犯してはならない過ちを犯してしまったのである。

請求人は、カレー鍋に亜硫酸を混入したことはなく、無実であって、必ず真犯人は別にいるのである。請求人が犯人であるとする確定判決は明らかに誤りである。

誤った裁判は、請求人に対する犯罪であるだけでなく、真犯人を取り逃がすことでもあって、事件の被害者との関係においてもおよそ許されないことである。

以上、述べてきたとおり、本件に再審請求事由が存在することは明らかである。請求人および弁護人らは、裁判所に対し、直ちに再審開始を決定するよう強く求めるものである。

以上

## 添 付 書 類

- 1 弁明資料写し 各1通
- 2 弁護人選任届 6通

## 証 拠 目 録

- 1 弁1号証  
■■■■の陳述録取書（平成21年7月5日作成、録取者安田好弘  
・小田幸児・高見秀一）
- 2 弁2号証  
検証調書（平成10年12月20日付、司法警察員■■■■作成。  
■■■■の■■■■宅ガレージへの視認状況についての検証調書。第  
一審で甲806号証として取調請求されたもの）
- 3 弁3号証  
実験結果報告書（平成18年10月22日作成、弁護士安田好弘作  
成。弁護人が、■■■■宅のカーテンと類似のカーテンを用いて、■  
■■■■宅から■■■■宅ガレージまでの距離とほぼ同じ距離先におか  
れた物体へのカーテン越しでの視認状況を実験した経緯及び結果につ  
いて作成した報告書）
- 4 弁4号証  
林健治の陳述録取書（平成21年7月19日録取、録取者安田好弘  
・中道武美）

